

医療費控除の適用は?

Q 医療費控除は支払額がいくらから控除を受けることができるのですか?

A 自分自身や生計を一にする配偶者、その他の親族のために医療費を支払った場合には、次の算式によって計算した金額を医療費控除として所得から差し引くことができます(必ず領収書【平成25年度の場合は、平成24年中の日付領印が押された領収書】が必要です)。
【その年に支払った医療費 - 保険金などの補てん金】 - [総所得金額等×5%、または10万円との少ないほうの金額] = 医療費控除額(最高限度額200万円)

健康保険などから支給される療養費や高額療養費、医療保険金などの補てん金を差し引いた1年間の医療費の支出額が10万円(総所得金額等が200万円以下の場合はその5%)以下の場合は控除を受けられません。また対象となる医療費は診察・入院費用、通院のための交通費、治療のための薬代などで一般的に支出される程度の金額に限られ、インフルエンザ等の予防接種、診断書等文書料、美容整形や健康診断、健康増進のための費用、近視矯正用の眼鏡の代金などは対象外となります。

泉佐野市の市・府民税は他市にくらべて高いように思うが?

Q 私は、昨年A市から泉佐野市に引っ越ししてきました。市・府民税の納税通知書が送付されました。泉佐野市は税金が高いのではないかでしょうか?

A 市・府民税は、計算方法や標準税率が地方税法により規定されており、基本的に全国どこの市町村でも同じ税額です。泉佐野市は標準税率により課税していますので、条例で独自の減税をおこなっている一部の市町村を除けば、他の市町村に比べて高いことはありません。市・府民税は均等に負担する均等割と、所得に応じて負担する所得割との合計額です。標準税率は、均等割が年額4,000円、所得割が市民税6%・府民税4%、合計10%になっています。所得割の税額は、合計所得から所得控除の合計額を差し引いて課税総所得額を計算し、これに税率を乗じて算出します。

どんな場合に減免制度を受けることができるのですか?

A 風水害などの天災により被害を受けた、生活保護法に基づき生活扶助を受けている、解雇により失業したなどの特別な事情により納付が困難な人は、所得状況などにより減免の対象になる場合があります。ただし、自己都合による退職(定年退職・結婚・出産・引越の為等を含む)や雇用契約期間満了による退職については、減免の対象なりません。詳しくは税務課市民税係までお問い合わせください(減免申請時には所得状況等の税務調査をおこないますので、ご了承ください)。

☆申請期限: 納期限の7日前。平成25年度1期分から申請する場合は6月24日(月)まで。

配当割額・株式等譲渡所得割額について

①配当割額控除額

上場株式等の配当所得については、あらかじめ3%の市・府民税(配当割額、市民税1.8%、府民税1.2%)が徴収されているため申告不要ですが、申告した場合は総合課税または申告分離課税のいずれかを選択した方式の税率により所得割が計算され、支払いの際に徴収された配当割額が控除されます。なお、申告分離課税を選択した場合、配当控除の適用はありません。

②株式等譲渡所得割額控除額

特定口座で源泉徴収ありを選択した場合の上場株式等の譲渡所得は、あらかじめ3%の市・府民税(株式等譲渡所得割額、市民税1.8%、府民税1.2%)が徴収されているため申告不要ですが、申告した場合は分離課税の税率により所得割が計算され、あらかじめ徴収された株式等譲渡所得割額が控除されます。

(注1) 上記の配当割額控除額・株式等譲渡所得割額控除額を所得割額から控除した結果、控除しきれなかった金額がある場合は還付します(ただし、市税に未納の税額がある場合は未納の税額に充当します)。

(注2) 配当所得を申告された場合には、扶養控除や配偶者控除の適用、非課税判定や国民健康保険料・介護保険料算定等の基準となる総所得金額や合計所得額に含まれますので、ご留意ください。

ふるさと納税について

「ふるさと納税」制度により、地方公共団体(都道府県・市区町村)に対する寄附をした場合の寄附金控除が大幅に拡充されています。地方公共団体に対して寄附をした場合、2,000円を超える部分について、個人住民税所得割のおおむね1割を上限に、原則として、所得税とあわせて全額が控除されます(所得税と合わせて控除の適用を受けるためには確定申告が必要です)。

この寄附金控除は、自分や家族の生まれ育った「ふるさと」に限らず、どの都道府県・市区町村に対する寄附でも対象となります(泉佐野市民の人が泉佐野市に寄附をされた場合でも対象となります)。

また、東日本大震災の被災地への寄附金・義援金(ふるさと寄附金)として、被災地の県や市町村に直接寄附した場合や、日本赤十字社や中央共同募金会、日本政府などに義援金として寄附した場合も同様に、所得税と個人住民税で控除を受けることができます。

個人住民税で控除を受けるには、市役所への住民税申告または確定申告が必要です。確定申告書では、個人住民税の寄附金税額控除の対象となる寄附金がある場合、申告書第二表の「住民税に関する事項」欄に記載することになっています。申告書第二表の「住民税に関する事項」欄に記載されなかった場合は、税務課市民税係までお問い合わせください。

なお、今回の申告の対象となるのは、平成24年1月1日から平成24年12月31までの間の寄附金です。

地方税法の改正について

この「市・府民税のしおり」は、平成24年12月現在の税法に従って説明しています。今後、地方税法の改正があった場合は、改正後の税法により税額を計算します。

平成25年度 市・府民税のしおり

1. 市・府民税の課税について

市・府民税は、前年中(平成24年1月1日~12月31日)の所得金額を基礎として、平成25年1月1日現在お住まいの市町村で課税されます。したがって、仮に1月2日以降に他市へ転出された場合も、平成25年度の市・府民税は、全額泉佐野市へ納めていただくことになります。また、市・府民税は均等割額および所得割額の合算額となります。ただし、泉佐野市内に事務所、事業所または家屋敷を有する個人で泉佐野市内に住所を有しない人は、均等割額が課税されます。

※退職されて現在収入がない人でも、前年中の所得によって課税されます。

2. 市・府民税の納税の方法について

個人の市・府民税の納税方法には、①給与からの特別徴収、②普通徴収、③公的年金からの特別徴収があります。

①給与からの特別徴収とは、給与所得者の一般的な納税方法で、年税額を毎月の給与から引き落とし、事業所を通じて納めていただく方法です。6月から翌年5月までの12回に月割りし、納めていただきます。

②普通徴収とは、事業所得者など特別徴収できない人の納税方法で、年税額を4回(6月、8月、10月、12月)に分けてご自身で納めていただけます。全期分の納付書により年税額をまとめて納付することもできます。なお、普通徴収での納税には、便利な口座振替もご利用いただけます(口座振替の手続きについては、税務課納税係へお問い合わせ下さい)。

※通常、給与所得者は特別徴収で納めていただいますが、給与以外の所得(不動産・配当・譲渡等)がある場合、税額が大きくなり日々の給与から引き落とすのに適さないと市で判断したとき、または確定申告書の「給与・公的年金等に係る所得以外の所得に係る住民税の徴収方法の選択」欄で「自分で納付」を選択されたときは、給与所得分は特別徴収で、それ以外の所得分は普通徴収で納税していただけます。

③公的年金からの特別徴収については、次のページをご覧下さい。

平成25年度の市・府民税から、生命保険料控除制度が改組されています。

税制改正により、生命保険料控除が次のように改組され、平成25年度の市・府民税(個人住民税)から適用されます。

①介護医療保険料控除の新設

平成24年1月1日以降に締結した保険契約等(以下「新契約」)のうち、新たに介護医療保険契約に該当する保険料などについて所得から控除されます。限度額は28,000円です。

②一般生命保険料および個人年金保険料控除の適用限度額の変更

「新契約」についての各種控除の適用限度額が28,000円となり、合計限度額が70,000円になります。また平成23年12月31日以前に締結した保険契約等(以下「旧契約」)に係る控除については、各種控除の適用限度額が35,000円、合計限度額が70,000円で従前の限度額が適用されます。

※「新契約」「旧契約」両方の保険契約に係る控除がある場合

「新契約」の控除のみ申告(①)、「旧契約」の控除のみ申告(②)、「新契約」「旧契約」両方の控除を申告(③)の3通りのうち、いずれかを選択して申告できます。「新契約」「旧契約」両方の控除を申告する場合は、それぞれの計算式で算出した合計額が控除されますが、各種控除の適用限度額が28,000円となり、合計限度額が70,000円になります。

④生命保険料控除の改組

新契約(平成24年1月1日以後に契約締結)

旧契約(平成23年12月31日以前に契約締結)

計算式

年間の支払保険料等(A)	控除額
12,000円以下	(A) の全額
12,001円以上32,000円以下	(A) ×0.5+6,000円
32,001円以上56,000円以下	(A) ×0.25+14,000円
56,001円以上	28,000円(上限)

年間の支払保険料等(A)	控除額
15,000円以下	(A) の全額
15,001円以上40,000円以下	(A) ×0.5+7,500円
40,001円以上70,000円以下	(A) ×0.25+17,500円
70,001円以上	35,000円(上限)

控除限度額

控除限度額	①「新契約」のみの場合 もしくは ③「新契約」「旧契約」両方の場合	②「旧契約のみ」の場合
一般生命保険料控除	28,000円	35,000円
個人年金保険料控除	28,000円	35,000円
介護医療保険料控除	28,000円	—
合計控除限度額	70,000円	70,000円